

地方独立行政法人大阪府立病院機構 役員報酬等規程

制定	平成18年	4月	1日	規程第	4号
改正	平成20年	3月	26日	規程第	73号
改正	平成20年	7月	29日	規程第	92号
改正	平成20年	9月	10日	規程第	95号
改正	平成21年	5月	29日	規程第	107号
改正	平成21年	11月	27日	規程第	118号
改正	平成21年	11月	27日	規程第	123号
改正	平成23年	3月	30日	規程第	160号
改正	平成24年	12月	1日	規程第	191号
改正	平成24年	12月	19日	規程第	197号
改正	平成26年	3月	26日	規程第	228号
改正	平成27年	3月	25日	規程第	259号
改正	平成28年	3月	23日	規程第	284号
改正	平成29年	3月	22日	規程第	315号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当、賞与及び業績手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第9号。以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第11号）又は地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第10号）の適用を受ける職員が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程第7条の規定の例による。

(基本給)

第4条 常勤の役員の基本給の額は、次の表のとおりとする。

区 分	基本給の額（月額）
理事長	1,140,000円
副理事長	930,000円

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員給与規程の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

- 2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の185、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第49条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。
- 4 第2項の在職期間には、大阪府職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の大阪府職員としての在職期間を含むものとする。
- 5 賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、常勤職員の例による。

(業績手当)

第6条の2 業績手当は、理事長が定める基準に基づく法人の資金収支等が良好な場合に、理事長が定める日（以下この条において「基準日」という。）に在職する常勤の役員に対して支給する。

- 2 業績手当の額は、理事長が定める基準により大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う評価の結果に応じて定めた額とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績手当は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤の役員（同条第2項第1号に該当し、解任された場合を除く。）
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられたもの
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績手当を支給することが、職務に対する府民の信頼を確保し、業績手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な障害を生ずると認めるとき

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、月額50,000円とする。

- 2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本給を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、常勤職員の例による。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、常勤職員の例による。

(退職手当)

第12条 役員の退職手当は、支給しないものとする。

附 則 (平成18年規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(賞与の特例)

2 第6条の規定にかかわらず、平成18年6月1日から平成22年12月1日までの間における基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。)に係る理事長及び副理事長の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額から、理事長にあつてはその100分の15、副理事長にあつてはその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則 (平成20年規程第73号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第92号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年8月1日から施行する。

(報酬の特例)

2 理事長及び副理事長の基本給の額は、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの間において、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100分の2に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額額は、同条に定める額とする。

附 則（平成20年規程第95号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第107号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する賞与に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の195」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年規程第118号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第123号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第160号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（賞与の特例）

2 地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成18年規程第4号）附則第2項は、理事長が別に定める日まで、なお従前の例による。その場合において、「平成22年12月1日」とあるのは、「理事長が別に定める日」と読み替えて適用する。

（報酬の特例）

3 地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成20年規程第92号）附則第2項の適用にあたっては、「平成30年3月31日」とあるのは「理事長が別に定める日」と、「100分の2」とあるのは「理事長にあつては、その100分の14、副理事長にあつては、その100分の6」と読み替えて適用する。

（平成24年12月に支給する賞与に関する特例措置）

4 平成24年12月に支給する賞与に関する第6条の規定の適用については、第6条第2項中「100分の200」とあるのは「100分の215」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年規程第191号）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第197号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第228号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第259号）
この規程は、平成27年3月25日から施行する。

附 則（平成28年規程第284号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第315号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。